

☘ 相談支援サービス利用について

「ご注意ください」
初めてご利用の方は直接事業所に
来られても利用できません。
まず、越前町福祉課へご相談ください。

◆ご利用できる方

障がい福祉サービスの申請をされた、
ご本人や、その家族や係わられてい
る方が利用できます。

◆費用について

- ・基本相談については無料です。
- ・計画については、基本報酬以外に以下の加算をいただきます。

【事業所体制加算】

- ① 特定事業所加算 I
- ② 行動障害支援体制加算
- ③ 精神障害支援体制加算

【個別算定加算】各種、必要時



☘ 事業所概要

法人名 社会福祉法人 光道園
事業所名 越前町相談支援センターさざんか
事業内容 基幹相談支援センター強化型事業・
障害者相談支援事業(越前町委託)
指定特定相談支援事業
指定障害児相談支援事業
地域移行支援事業
地域定着支援事業

住 所 〒916-0146
福井県丹生郡越前町朝日1丁目 201

社会福祉法人 光道園 こども支援センターえがお内

連絡先 TEL:0778-34-2501 Fax:0778-34-2507(共通)

E-mail: syougai-sien@kodoen.or.jp

開所日時 平日月～金曜日 9:00～18:00
土日、祝祭日、年末年始はお休み

◆周辺地図



指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

越前町相談支援センターさざんか



 社会福祉法人 光道園

www.kodoen.or.jp

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所
越前町相談支援センターさざんか

障害者総合支援法では、障がいのあるすべての方を対象に、希望する福祉サービスをご利用される前に相談支援事業所の相談支援専門員と相談し支給決定前のアドバイスや行政への支給決定の資料として計画書を提出するしくみとなっています。

当事業所では障がいのある方やお子さん、そのご家族が抱える様々なお悩みやお困りごとについてのご相談や必要な福祉サービス計画作成などをいたします。

地域の中で誰もが自分らしく、より豊かな生活が送れることをご本人と一緒に目指します。

◆指定特定相談支援

障がい者等からの相談に応じ必要な解決策を検討する(基本相談支援)ほか、障がい者(児)が障害福祉サービスを利用する前にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援(計画相談支援)を行います。

◆指定障害児相談支援

子どもたちが児童通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)をはじめとした福祉サービスを利用する前に障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

 サービス利用までの流れ

- ① 受付
- ↓
- ② 相談支援利用の面接
- ↓
- ③ サービス等利用計画「案」の作成
- ↓
- ④ 支給決定
- ↓
- ⑤ サービス担当者会議の実施
- ↓
- ⑥ サービス等利用計画の作成
- ↓
- ⑦ サービス提供開始
- ↓
- ⑧ モニタリング

モニタリングの結果次第でサービス利用継続または修正・変更を検討(③に戻る)。

モニタリングは一定期間ごとに継続的に行われます。

こんな悩みのご相談をお受けいたします。

福祉サービスってなに？
どうやって利用するの？

サービス紹介から利用までをお手伝い。

自宅で介護を受けたいけど
どうしたらいいの？

介護の仕方やヘルパー利用の紹介。

自分と同じような障がい
のある人はどんな生活をして
いるのかな？

同じ障がいのある方同士の話し合いの場を提供。

普段は家にいるけど退屈。何
かできないかな……。

日中活動の場や外出支援を提案。

